

中国地方整備局事業評価監視委員会規則

（趣旨）

第1条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」並びに「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」及び「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る事後評価実施要領」（平成23年4月1日付け、国官総第367号及び国官技第422号）（以下、「要領」という。）に基づいて中国地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する中国地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、中国地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次号に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び対応方針（原案又は案）の提出を受け、要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価及び事後評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。
- 三 その他局長が審議提案する案件（以下、「その他の案件」という。）について、委員会は審議対象とするか否かを決定し、審議対象とした案件について、整備局が作成した審議資料に対し意見等がある場合には、局長に対してその具申を行う。

（委員会の委員及び組織）

- 第3条 委員は、地域の実情に精通した公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。
- 2 委員会は10名以内で組織する。
 - 3 地域の実情を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、地域担当の委員を委嘱することができる。
 - 4 委員の任期は、2年以内とする。
 - 5 委員は、再任されることができるが、最長6年を限度とする。
 - 6 委員は、非常勤とする。
 - 7 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを決める。
 - 8 委員長は、会務を総理する。
 - 9 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（関係港湾管理者等）

第4条 港湾事業に関して、第2条の事務を処理するにあたり、委員会は関係する港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聞くことができる。

（会議）

- 第5条 委員会は、委員長が召集する。
- 2 委員会は、審議方法を定めた中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領を決定する。

（委員会の庶務）

第6条 委員会の庶務は、整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

（その他）

第7条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業又は実施した事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価及び事後評価またはその他の案件を実施することが効率的な場合には、事業評価監視委員会に関し、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用することができる。

附 則

本規則は、平成13年7月26日から施行する。

附 則

改正後の規則は、平成23年4月1日から施行する。